

2021年3月25日
近畿大学教職員組合

2021年2月17日、大阪地方裁判所（以下、大阪地裁）において、近畿大学教職員組合（以下、本組合）の組合員であるA教授と、学校法人近畿大学（以下、法人）との間で和解が成立しました。和解内容は、法人がA教授の諭旨解雇及び懲戒解雇を撤回し、多額の解決金を支払うこと等で、A教授にとって勝訴的和解というべきものです。

A教授は本組合の組合員であり、解雇処分当時、本組合の執行委員でした。本組合と法人との労使紛争が激化していた時期でもあり、A教授は法人に対する民事訴訟の原告になる等、労使紛争の最前線にいた者の一人でした。A教授は秀逸な学術論文を多数公表し、学内でも管理職を務める等、非常に優秀な教員であり、これまでに法人より懲戒処分を受けたこともありませんでした。ところが法人は、A教授が同僚を批判する内容のメールを送信したことや、キャンパス内を歩いていた際に学部長に鞆を誤って接触させた行為等を殊更問題にして、2019年1月24日にA教授に自宅待機処分を命じ、同年4月1日に諭旨解雇処分を行いました。A教授が諭旨解雇処分は不当であるとして退職届の提出を拒否したところ、法人は、同年4月18日にA教授に対して懲戒解雇処分を行い、報道発表を行いました。

しかし、同僚を批判する内容のメールを送信したことや、鞆を誤って接触させてしまったとしても、それを理由にして、いわば労働者にとって極刑とも言うべき解雇を選択することは、これらの行為の性質や態様に照らし、明らかに不相当であると言えます。法人と本組合との間の労使紛争が激化し、A教授がその最前線にいたことを踏まえると、A教授に対する解雇は本組合の執行委員を排除・放逐することを目的にしていたことは明らかであり、不当労働行為と言うほかないものでした。

A教授は、2019年6月13日、法人による解雇が無効であるとして、大阪地裁に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認、賃金及び損害賠償の支払いを求める民事訴訟を提起しました。また、本組合とA教授は、2020年4月10日、大阪府労働委員会に対し、不当労働行為救済申立を行いました。大阪地裁は、解雇撤回に抵抗を示す法人を粘り強く説得し、A教授の不当解雇の撤回と多額の解決金の支払い等を内容とする和解案を提示しました。A教授と本組合は、大阪地裁の和解解決に対する真摯な姿勢を評価して和解案を受けすることにし、不当労働行為救済申立も取り下げることにしました。

本和解は、法人がA教授に対する解雇が誤りであったことを公的に認めるものであり、評価できません。本組合は、本組合に対する不当労働行為と、非組合員も含めた全教職員に対する理不尽かつ恣意的な権利侵害を許さないという強い決意をここに改めて表明するとともに、法人に対し本件を深く反省し、今後の再発防止に努め、正常な労使関係を確立するよう強く求めます。

以上